

診療所等に対するオンライン資格確認システム導入支援の実施について

区内の医科診療所、歯科診療所、調剤薬局のオンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）のシステム整備を促進するため、区独自の助成を実施します。

1 背景・目的

国は、令和4年6月7日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針2022）」により、令和5年4月から保険医療機関・薬局にマイナンバーカードによるオンライン資格確認（以下「資格確認」と言います。）を原則義務付け、保険医療機関等のシステム整備を促進させるため、資格確認システムの導入に係る費用の一部を医療情報化支援基金として助成しています。

しかし、令和4年10月30日時点において、都内のシステム導入率は、病院が44.3%に達している一方で、医科診療所17.5%、歯科診療所21%、薬局26.1%となっており、地域の診療所や薬局のシステム整備は円滑に進んでいない状況です。

区は、こうした状況を踏まえ、国が補助する支援基金に上乗せして助成を行い、資格確認システムの整備を加速させることで、DX（デジタルトランスフォーメーション）を通じた診断、治療等の質の向上とシステム整備に係る診療所等の経済的負担の軽減を図ります。

2 助成の概要

(1) 基本的な考え方

資格確認に係るシステム導入費用のうち、医療情報化支援基金の補助額42.9万円を超える自己負担額の全額（上限額10万円）を助成します。

(2) 助成対象

区内医科診療所、歯科診療所、調剤薬局（約1,500機関）

(3) 助成上限額

10万円

3 今後のスケジュール（予定）

| | |
|---------|--|
| 令和4年11月 | 令和4年第4回港区議会定例会に補正予算案提出 |
| 令和5年1月 | 三師会への通知、区ホームページ等により周知 申請受付開始 以降、随時交付 |